

「楽翁法帖」について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-04-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高松, 良幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00024906

「楽翁法帖」について

About "Rakuou-Houjou (Rakuou's Calligraphy Album)"

高松良幸

Yoshiyuki TAKAMATSU

静岡大学学術院情報学領域

論文概要：「楽翁法帖」は寛政一一年から享和元年にかけて全国の文人が揮毫した書跡作品を集成したものである。これらの蒐集を行ったのは寛政の改革の主導者として知られる松平定信であり、「楽翁画帖」(平野美術館)所収作品と同時に蒐集されたと推測される。近年この「楽翁法帖」の一部が発見され、やはり平野美術館に収蔵された。

本稿は、この新発見の「楽翁法帖」の概要を紹介するとともに、松平定信の書画蒐集活動の成果としてのこれらの作品について論じる。

Summary: "Rakuou-Houjou" means a collection album of calligraphy works which were written by literary persons all over Japan in 1799, 1800 and 1801. It is thought that these calligraphy works were collected by Matsudaira Sadanobu who was known as a leader of "Kansei Reform", and were collected together with painting works of "Rakuou-Gajou" owned by Hirano Art Museum. A Part of "Rakuou-Houjou" was discovered recently and also owned by Hirano Art Museum.

This paper introduces the outline of this newly discovered "Rakuou-Houjou" and discuss the fact that these works were the result of collection activities of painting and calligraphy works by Matsudaira Sadanobu.

はじめに

浜松市の公益財団法人平野美術館所蔵の「楽翁画帖」は、寛政一二年から翌一三年にかけて、松平定信が全国各地の有名無名の画人の作品を集成することを意図した作品と推定され、一九四四の作品が収録されている。

この「楽翁画帖」については、すでにその概要を紹介するとともに、その

成立経緯、制作意図等について論じた¹⁾。その中で、定信が「全国各地の有名無名の画人の作品の総覧的な蒐集することを意図したのであれば、全国各地の文人の書の総覧を企図したとしても不思議ではない」という推測を示したが、その後この推測で示した全国各地の文人の書の総覧を企図した作品の一部と想定される作品が平成二八年に発見され、「楽翁画帖」同様平野美術館に収蔵された。

本稿では「楽翁法帖」と称すべきこの作品について、その概要の紹介を行うとともに、この作品ならびに「楽翁画帖」が松平定信による書画情報蒐集活動の成果であることについて論じる。

一、「楽翁法帖」の概要

この作品の名称については本項後半で論ずることとし、まず作品の現状を紹介する。

新たに発見された作品は、卷子本一卷に三一葉の統本墨書の書跡を貼り付けたものである。表紙には「楽堂法帖 三二(図1)」と墨書された題簽がある。その内容は本稿末尾の「楽翁法帖」内容¹⁾に示すが、各葉のうち巻末の菅茶山の詩句を除く三〇葉の法量は、概ね二五センチ前後×三三センチ前後で、「楽翁画帖」各図の法量と一致する。繊維が薄手で光沢の鈍いもの(Aタイプ)と繊維が厚手で光沢があるもの(Bタイプ)が入り混じるのも「楽翁画帖」と共通する²⁾。各葉の間は四センチ前後の間隔を開けて台紙の上に貼り付け、さらにその上にそれぞれの四辺を縁取るように別紙を貼り付けている。各葉の右下には筆者の所属や姓名を墨で注記しているものが多いが、これも「楽翁画帖」の旧装丁と共通する特徴である。なお、「楽翁画帖」の旧装丁は、この作品の装丁のように各図の四辺に別紙を貼り付ける処理を行わず、ただ台紙の上に各図を貼り付けているだけであり、この作品の装丁とは異なる。「楽翁画帖」の旧装丁は制作当初のものではなく、当初は帖装であったのではないかと前稿では推測したが、この作品の丁寧な装丁は制作当初のものである可能性が高く、そうであるとするば「楽翁画帖」も当初から画巻の装丁をとられており、その後の改装でもその姿を踏襲したのではないかと思われる³⁾。

書の筆者は、巻頭に秋田藩主佐竹義和(図2)を置き、その後頼春水(図

3)、大田南畝(図4)、屋代弘賢(図5)、巻菱湖(図6)、菅茶山(図7)など各地の著名な儒学者・文人等の作品が並ぶのと同時に、各地の無名の人物の作品も収録されており、全国各地の貴賤、有名無名を問わない人物の書の蒐集を試みたものであると判断できる⁴⁾。このような作品の蒐集方法は、「楽翁画帖」の作品蒐集方法とも一致する。

年記のある作品のうち最も早いものは金城の寛政一一年一二月の「司馬温公家訓」で、最も遅いのは寛政一二年一二月の高橋桂山の「七言絶句」であり、「楽翁画帖」が寛政一二年から翌年にかけて制作、蒐集されたものであるというのと時代的にも重なる。また、収録される書の筆者のうち杉浦靖齋、日向忠、金龍山人(長谷川三右衛門)は「楽翁画帖」に画の作品も収録されており(図8・図9)、南山古梁は「楽翁画帖」所収の絵画作品二図に賛を著している。これらあまり著名とは言えない文人の作品が「法帖」「画帖」の双方に収録されていることは、「法帖」「画帖」が本来一体に制作されたことを示す傍証となるかもしれない。

以上の検証の結果、この作品は「楽翁画帖」とともに制作された全国の文人の書の作品を集成することを意図して制作された作品の一部をなすものと判断できる。

書写された各葉の内容は、揮毫者の自作の詩文の場合もあるが、多くは中国古典の詩文やその一部を写したものである。また自作の詩文である場合も、この揮毫のために作ったものと明確に判断できるものは現状では見出せない。自身の旧作の中でこの揮毫に相応しいと揮毫者が考えたものを書写したと思われる⁵⁾。

一方、この作品は大型の桑材と思われる木製の箱に、それぞれ「楽堂法帖(以下欠)」「内容は中国の文人の書跡の拓本」、「楽堂法帖 松花堂筆」、「楽堂法帖 十二月和歌 廣橋兼胤筆」、「楽堂法帖 烏丸光榮公所書」、「楽堂法帖 詩歌 山名十郎左衛門所書」の題簽を表紙に貼付する卷子本とともに

に収蔵されていた。箱の蓋表(図10)には「楽堂法帖」の墨書があり、向かって左下隅には旧所蔵者の所蔵品番号と思われる「長五」「拾弍」の数字とともに「共十三卷」「外二画帖卷収」の墨書がある小紙が貼り付けられている(図11)。

以上の状態から、まずこの作品は本来「楽堂法帖」と称されていた作品の一部であり、少なくとも一三巻の卷子本として伝来していたものであることがわかる。松花堂昭乗や広橋兼胤、烏丸光栄らの筆と伝える書巻も含まれているため、このうち「楽翁画帖」同様寛政一二年前後の各地文人の作品を集成した書巻が何巻含まれていたかは定かではないが、本作品の題簽には「楽堂法帖 三」と巻数を記していること、他の卷子の題簽は巻数を記さず筆者名等を記すことに鑑みると、少なくとも三巻以上の卷子本から成り立っていた可能性が高い。

また、「外二画帖卷収」の墨書が示すとおり、この箱には「画帖巻」も収蔵されていたことがわかる。この「画帖巻」こそが「楽翁画帖」であり、本作品と「楽翁画帖」が本来一体のものとして制作され、伝来してきたことを覗わせる。伝来の過程の中で一体であった書巻・画巻が分散したが、このたび箱と書巻の一部が平野美術館に収蔵されたことで、これらの作品は本来の「元の軸に戻る」姿に一步近づくことができたのである。

さてこの作品の名称であるが、題簽や箱書に従うと「楽堂法帖」とすべきであろう。また「楽翁画帖」も、旧装丁の表紙に付された題簽には「楽堂画帖」の墨書があり、やはり「楽堂」の号を冠した名称が、本来この作品に付されていたものと判断できる。一方「法帖」にしろ「画帖」にしろ、厳密には帖装本の体裁の書画作品に付すべき名称であろう。ただ現状では「楽翁画帖」の名で認知されている作品と本来一体のこの作品については、「楽翁法帖」と称するのがふさわしいと考え、本稿ではこの名称を用いることとした。

なお、この「楽堂」は松平定信のことを指す号であると認識できるが、これまでのところ定信がこの号を用いたという記録はない⁷⁾。ただ、定信が「楽」の文字を好み、文化九年の隠居後の号として「楽翁」、自らの蔵書印に「楽亭文庫」を用いた他、この「画帖」「法帖」を制作させた年に白河に築造させた人造湖南湖の周辺を、「士民共楽」の理念のもと身分を越えてすべての人々に開放する公園として整備したこと、また南湖の畔に「共楽亭」と称する茶室を営んだことが知られている。定信が用いなかっただとしても、「楽」の文字は定信を暗喩するものであり、「楽堂」はそれになんだ名称であると思われる。

二、松平定信と「楽翁法帖」・「楽翁画帖」

さて、「楽翁画帖」については、各図に付された作者の注記において、白河藩以外の諸藩に属する画人については「(所属先) 家臣(姓名)」などと所属先を示しているのに対し、白河藩に属する画人については単に「家臣(姓名)」としていること、制作当時松平定信の命で『集古十種』編纂のための文化財調査に従事していた白雲、大野文泉がこの作品に所収される作品の一部を蒐集する活動を文化財調査と並行して実施していたと推定されることなどから、この作品が松平定信により組織的に制作、蒐集されたものであると推定したが、「楽翁法帖」所収の作品の中には、より直接的に定信の関与を覗わせるものが存在する。

まず、三春藩の儒学者である倉谷鹿山揮毫の蘇軾「孫莘老求墨妙亭詩」(図12)である。末尾に「右書宋蘇軾詩因假改數字以竊寓仰望之意 庚申秋九月 三春 倉谷疆子勉」の款記があり、北宋の文人蘇軾の詩の一部を鹿山が字句を改めて書したものである。「孫莘老求墨妙亭詩」は、蘇軾が友人の孫覚(字莘老)が古今の書の名跡やその模本等を蒐め収蔵するために建

てた書庫墨妙亭を讀するために孫覚の依頼で詠んだ詩である。以下、上段が鹿山の書、下段が蘇軾の「孫莘老求墨妙亭詩」である。同意の文字の異同は除き、鹿山が字句を改めたと思われる部分を傍線で示す。

蘭亭蠶紙入昭陵	蘭亭繭紙入昭陵
世間遺跡猶龍騰	世間遺跡猶龍騰
顔公變法出真意	顔公變法出新意
細筋入骨如秋鷹	細筋入骨如秋鷹
徐家父子亦秀絕	徐家父子亦秀絕
字外出力中藏稜	字外出力中藏稜
嶧山傳刻典刑在	嶧山傳刻典刑在
千載筆法留陽冰	千載筆法留陽冰
杜陵評書貴瘦硬	杜陵評書貴瘦硬
此論未公吾不憑	此論未公吾不憑
短長肥瘦各有態	短長肥瘠各有態
玉環飛燕誰敢憎	玉環飛燕誰敢憎
白河相公真好古	吳興太守真好古
購買斷缺揮縑繪	購買斷缺揮縑繪
龜跌入坐螭隱壁	龜跌入座螭隱壁
空齋晝靜聞登々	空齋晝靜聞登登
奇蹤散出奔吳越	奇蹤散出走吳越
勝事傳說及庶烝	勝事傳說誇友朋
仰風請託必自寫	書來乞詩要自寫
為把栗尾書溪藤	為把栗尾書溪藤
後來視今猶視昔	後來視今猶視昔
過眼百世如風燈	過眼百世如風燈

他年劉郎憶賀監
同時還道須伏膺
還道同是須服膺

このうち「白河相公」が白河藩主で前老中首座であった松平定信を指すことは言うまでもあるまい。揮毫の際「白河相公」の前の部分に一字分の余白を設けているのも貴人である「白河相公」すなわち定信への敬意を表すものである。

蘇軾の本来の詩ではこの箇所は「吳興太守」であり、これは孫覚その人を指す。孫覚は、士大夫として北宋の宮廷に仕えて重きをなすとともに、文人としてもその名を知られたが、王安石の新法に反対したことで中央を離れ、吳興の知州事などを務めていた。その一方、古今の書の名跡やその模本を蒐集することを趣味としていた。その書庫が墨妙亭である。

一方定信は、幕府の老中首座として幕政を取り仕切り、寛政の改革を主導していたが、寛政五年にその任を解かれた後、白河藩政に専念するとともに、『集古十種』編纂のため、配下の画人や文人を各地に派遣し、古書画や古器物などの模本の蒐集に力を注いだ。このような境遇の類似から、鹿山は孫覚に定信の姿をなぞらえたのであろう。

一方、蘇軾はこのような孫覚の書跡蒐集を、「勝事傳說誇友朋」と孫覚自身や友人への閲覧を目的としたものとするが、この句を鹿山は「勝事傳說及庶烝」と「庶烝（一般の人々）のためであると改めている。これはまさしくこの書を鹿山が認めた寛政一二年から定信により刊行が開始された『集古十種』を念頭に置いたものと思われる。定信の好古趣味に基づく古文化財の画像等の蒐集活動、同時にその成果を版本として世上に公表する『集古十種』は、知識人社会ではよく知られていたと思われる。古文化財に対する情報や知識を自らや友人知人の独占物とするのではなく、身分を越えて多くの人々に分け与える定信の姿勢への賛意を示すものといえ

る。

またこの句に続く「仰風請託必自寫」は、蘇軾の詩では「書來乞詩要自寫」となっており、蘇軾は友人の書状による依頼でこの詩を作ったのに対して、鹿山は尊敬すべき貴人に奉ずべきために揮毫したという意を「仰風請託」という語に示している。

「楽翁法帖」所収の書が定信のために制作されたことを暗喩するもう一つの作品は、やはり三春藩士の注記がある尾本芝田の七言絶句「応佐藤生需賦得秋月」(図13)である。この詩の題の部分を以下に示す。

右應佐藤生需賦得

秋月為

白川柳隱士

この詩は佐藤某という人物のもとに応じ秋月を題に詠んだもので、「白川」の「柳隱士」という人物のために揮毫した旨が記されているだけで、定信を直接示すような人名や官名等は記されてはいない。しかし為書を行うに際し、行を変え「白川柳隱士」を他の行より一字高い位置から記するという表現は、やはり貴人に対する敬意を示すもので、この「白川柳隱士」は白河の貴人、すなわち定信を指すものではなからうか。定信が「柳隱士」という号を有していたという記録はないが、尾本芝田が貴人の姓名・官職等を直接記すこと憚って、仮名として表記したのではなからうか。

さてこの二例は、いずれも揮毫の依頼主が松平定信であることを明確に示しているものと解されるが、いずれもその揮毫者が三春藩に属する者であることも注目される。二人に揮毫を依頼したのは定信配下の白河藩の者(それが芝田の詩の題にある佐藤某か否かは即断できない)であると思われるが、おそらくその際に、この揮毫の依頼主が定信であることも伝えら

れていたであろう。

また、倉谷鹿山の揮毫の中に定信の文化財と画像情報等の蒐集を中心とした好古癖や、その情報の共有化についての称賛とも思える内容が含まれているのは、定信のかかる面での活動が、世上に広く知られていたことを示すものと言えよう。

三、寛政二年の飯坂温泉紀行と「楽翁法帖」「楽翁画帖」

「楽翁法帖」「楽翁画帖」の制作の最中にあつた寛政二年の八月一六日、松平定信は年来の疝氣治療の湯治と領内巡見を兼ねて飯坂温泉に向けて白河城を出発した。当時飯坂を含む信夫郡や伊達郡等の一部は白河藩領の飛地となっていた。同日は鏡沼、一七日は二本松に宿泊、一八日に飯坂に到着、二二日まで滞在し、同日白河藩の保原陣屋を経て糠田、二三日は福島、二四日は本宮に宿泊、二五日に須賀川を経て、二六日白河に帰着した。この間定信は各所で名所旧跡を訪ね詩歌を詠み、古文化財の閲覧や蒐集、拓本の複製などを行い、また領民などを宿泊先や陣屋などに招いて歓待した。その様子は定信の随筆『退閑雜記』後編卷三に紀行文として詳しく収録されている。

さて、この紀行の時期の前後、「楽翁法帖」「楽翁画帖」の中のこの旅程周辺の文人・画人の年記のある作品の多くが制作されていることが注目される。具体的には「楽翁法帖」中の会津藩士山名主膳の「詩句」が同年八月、同藩日向忠の「詩句」が同年秋、先に紹介した三春藩儒倉谷鹿山の「孫莘老求墨妙亭詩」(一部改変)が同年九月、「楽翁画帖」中の仙台藩士白石爛兮の「露草に仔犬図」、同藩蒼龍山人(吉成愛治)の「桃花山水図」(南古梁賛、図14)がいずれも同年八月、仙台藩士源忠卿(松板亘)の「牛曳図」が同年九月の年記を有する。これらの文人・画人が所属する藩は、

白河、飯坂間の旅程からさほど遠くないところばかりである。また年記はないものの、これら諸藩に属する文人・画人、旅程周辺の地に居住した文人等（例えば本宮在住の伊東太乙）の作品も多数「楽翁法帖」「楽翁画帖」には収録されている。

「楽翁法帖」「楽翁画帖」の制作経緯についてはそれを記述する記録等は全くなく、ただ寛政一二年、定信配下の画人である白雲と大野文泉が『集古十種』所収古文化財の調査に京・大坂や西国に赴いた行程と「楽翁画帖」所収のこの方面に居住、滞在する画人の有年記作品の時期が一致するものが多数存在することから、この両名が「楽翁画帖」所収作品の関西以西の作品の蒐集に当たったと推定できるのみである¹⁰。もちろん、定信の飯坂温泉行に関する紀行文には、定信が「楽翁法帖」「楽翁画帖」所収作品の揮毫を求めるような記述はない。また白雲・大野文泉は定信の飯坂温泉行の時期、まだ関西方面での古文化財調査等に当たっており、この両名がこれらの作品の制作依頼、蒐集に当たったとは考えられない。ただ、この両名の例からすると、「楽翁法帖」「楽翁画帖」所収作品の制作依頼、蒐集には定信配下の文化的素養を有する人物が当たった可能性が高いと思われる。

定信の飯坂温泉行には、「詩歌などすとがら三十人ばかり」（『退閑雜記』）と文人を含む多くの供回りの者が随行したと伝えられている。これらのうちの何者かが定信の意向を汲んで周辺の各地に「楽翁法帖」「楽翁画帖」所収作品の制作依頼に赴いたのではなからうか。

一方この紀行を終え白河に帰着した定信は「この旅中たゞ病をやしなひ、やまひに苦しむのみなり。されど古書画石瓦などは、やすらふ家くにてみる。予が好事とやらんは高名に成にけり」と述懐しているように、自らの好古癖を発揮した古文化財の閲覧や蒐集、拓本等の作製などは、この行旅の中でも世上を賑わせていたと思われる。先に紹介した倉谷鹿山の「孫莘老求墨妙亭詩」（一部改変）において「白河相公真好古」とその嗜好を

ダイレクトに表現している背景の一つには、鹿山のこの揮毫が定信の飯坂温泉行直後の寛政一二年九月であったこともその理由にあげられるのではなからうか。

むすび

卷子一巻分のみとはいえ、今般の「楽翁法帖」の出現によって、松平定信の直接的な関与の下で組織的に「楽翁法帖」「楽翁画帖」の制作依頼、蒐集活動が行われたことをより明確に確認できることとなった。それは、定信の好事の関心が古文化財だけではなく、同時代の文人・画人等の作品にも及ぶものであることを示すものとも言える。

一方、「楽翁法帖」は、この巻二以外にも少なくとも二巻分、おそらくはそれを大きく上回る巻数がかつて存在していたと想定される。今後その出現により、「楽翁法帖」「楽翁画帖」の全容を確認できるような状態になること、それに基づき、定信の書画蒐集の意図についてより明確に確認できるようになることを期待したい。

注

1 高松良幸『「楽翁画帖」について』『静岡大学情報学研究』二二号 平成二七年

2 菅茶山の「詩句」は、卷子本の奥付に該当する箇所貼り付けられているもので、法量も縦二・九センチ、横二・〇センチと他の三〇葉と較べて小振りである。この一葉は、本来この卷子本を仕立てる際に張り込まれたものではなく、卷子完成後、何らかの理由で追加的に貼り付けられたものであろう。統のタイプはBと思われるが、法量が他より極端に小さく確実とは言えないため、断定は控える。

3 江戸後期、多くの文人・画人の書画を蒐集し、それらを帖装に仕立てて総覧できるようにした形式の作品が多数制作された。「楽翁画帖」も寄合書画帖などと称されるこのような作品であったというのが注1前掲論文における想定であったが、新発見のこの作品が当初の装丁によるものであるとするならば、「楽翁画帖」も当初から卷子本であったと見るべきであろう。卷子本形式の寄合書画には、佐藤一斎の蒐集になる「名流清寄」（個人蔵・恵那市岩村歴史資料館寄託）や菅茶山蒐集の複数の「書画巻」（広島県立歴史博物館黄葉夕陽文庫）など、江戸後期における作例もいくつか存在する。

4 例えば会津藩の公式記録である『家世実紀』には、同藩士神尾保定（才八、「楽翁画帖の内容」作品番号12）について「組外之士唐様手伝」、また山名主膳（「楽翁画帖の内容」作品番号14）について「伊波七郎右衛門弟塾師雇」「五人扶持」などの記載があり、同藩士であることは確認できるが、その他の事跡は確認できない。同藩の儒学者で藩校日新館の創設に貢献した日向忠（衛士、「楽翁画帖の内容」作品番号19）のような大きな知名度はない。

5 例えば頼春水の七言絶句は「春水遺稿」巻四所収の「題蘇武像」と題される二首のうち一首であるが、「春水遺稿」によると、この詩が実際に詠まれたのは、この揮毫と想定される寛政一二年よりも二年前の寛政一〇年である。また大田南畝の七言律詩「自遣」は『杏園詩集続編』等によれば天明四年の作である。

6 「楽翁画帖」の名称は、現所蔵先の平野美術館において、この作品が松平定信の蒐集になるものであると推定できることに鑑み、定信の著名な号である「楽翁」を冠して命名されたものである。同館においても旧装丁の題簽等に「楽堂画帖」の名が記されていることは承知していたが、旧装丁が改装されたものであり、当初からの名称であるかという疑念が

あったため、新たに「楽翁画帖」の命名を行ったとのことである。

7 例えば国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』（吉川弘文館 昭和五四年（平成九年））をはじめとする事典類の松平定信の項、また渋沢栄一『楽翁公伝』（岩波書店 昭和一三年）、藤田覚『松平定信―政治改革に挑んだ老中（中公新書）』（中央公論社 平成五年）、磯崎康彦『松平定信の生涯と芸術（ゆまに学芸選書）』（ゆまに書房 平成一二年）、高澤憲治『松平定信（人物叢書新装版）』（吉川弘文館 平成一四年）などの松平定信の伝歴に関する文献においても、定信が「楽堂」の号を用いたという記述はない。

8 注7で紹介した諸文献においても、「柳隠士」という号を定信が用いたという記述はない。

9 「山の井」と題されるこの紀行文の内容については以下の文献に詳しい。佐藤洋一「松平定信の領内巡見―随伴する文人と画人―」『定信と文晁―松平定信と周辺の画人たち―』福島県立博物館 平成四年

10 今般の「楽翁法帖」一巻分の出現により、「楽翁法帖」「楽翁画帖」は一体のものとして制作されたものと推測できる。とすれば、白雲と大野文泉は関西以西の画人の絵画作品だけではなく、文人の書跡についても蒐集活動に当たった可能性が高い。本稿で紹介している「楽翁法帖」巻三の中で確実にBタイプの統を使用していると判るのは中井新三郎の「奥洲」二大字だけであるが、このBタイプは白雲と大野文泉が関西以西の画人の作品の揮毫を求めるに際し用いたものである。中井新三郎は仙台藩の有力な御用商人として知られるものの、本来は近江国日野に本拠を有する豪商である。この巻に収める作品の中で、この中井新三郎の揮毫は、あるいは白雲と大野文泉によって蒐集されたものであるかも知れない。

「楽翁法帖」の内容

巻3

番号	名称	作者	注記	年記等	続
1	「鳥」大字および詩句(李白「餞校書叔云」より抄出)	佐竹義和	佐竹右京大夫源義和朝臣	寛政12年(1800)11月18日	A
2	自作「舟次印南港」	志村蒙庵	仙臺家臣志村篤治		A
3	「題蘇武像」	頼春水	藝州家臣頼彌太郎		A
4	自作「屢従上城楼」	菊池衡岳	紀州御家臣菊池内記		A
5	魏文帝「典論論文」(抄出)	田賢	(なし)		A
6	文	伊東太乙	奥州本宮隱士伊東太乙		A
7	自作「自遣」	大田南畝	御直參太田直次郎		A
8	「奥洲」二大字	中井新三郎	仙臺 中井新三郎		B
9	蘇軾「孫莘老求墨妙亭詩」(一部改変)	倉谷鹿山	三春家臣倉谷又八郎	寛政12年(1800)9月	A
10	七言絶句	久保筑水	(なし)		A
11	自作「冬日見梅作」	竹内孚休	京師 竹内孚休		A
12	「南風歌」	神尾保定	會津家臣神尾才八		A
13	自作「応佐藤生需賦得秋月」	尾本芝田	三春家臣尾本弘三郎	寛政12年(1800)	A
14	詩句	山名主膳	会津家臣山名主膳	寛政12年(1800)8月	A
15	自作「送僧還金華山」	南山古梁	仙臺瑞鳳寺古梁		A
16	七言絶句	屋代弘賢	御直參衆屋代太郎		A
17	自作「早秋再会北山精舎」	志村東嶼	仙臺家臣志村東藏		A
18	方岳「水月園送王侍郎」	高島雲溟	(なし)		A
19	詩句(張若虚「春江花月夜」より抄出)	日向忠	会津家臣日向衛士	寛政12年(1800)秋	A
20	「擬公譙詩」	奥田直輔	仙臺家臣奥田直輔		A
21	蘇軾「紅梅三首 其一」	杉浦靖斎	御医師杉浦玄徳		A
22	「陶彭澤婦去來図」	藤元習	(なし)		A
23	五言絶句	沼尻其章	江都隱士沼尻周平		A
24	歐陽脩「朝中措 平山堂」	巻菱湖	越後新潟巻宇内		A
25	七言律詩	加藤明	村松家臣加藤小右衛門		A
26	詩句(王維「田園楽」より抄出)	長谷川金龍山人	福嶋家臣長谷川三右衛門		A
27	詩句(杜牧「山行」より抄出)	長谷川金龍山人	同		A
28	李白「峨眉山月歌」	浅間桂陵	米澤家臣浅間惣太		A
29	司馬光「司馬温公家訓」	金城	(なし)	寛政11年(1799)12月	A
30	七言絶句	高橋桂山	米澤家臣高橋桂山	寛政12年(1800)12月	A
31	五言絶句	菅茶山	備中國隱士菅太仲		B?

注 名称のうち詩文作者が判明するものについてはこれを記した(揮毫者自身の作は「自作」)。また詩文の題が判明するものについては「」を付して記して詩文の形式を略し、不明のものは詩文の形式のみを記した。

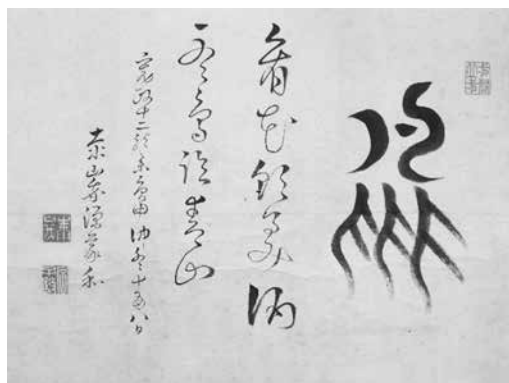


図2 佐竹義和「鳥」大字および詩句
(李白「餞校書叔云」より抄出)
[楽翁法帖] 平野美術館

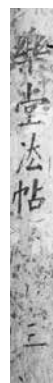


図1 楽翁法帖三 題簽
平野美術館

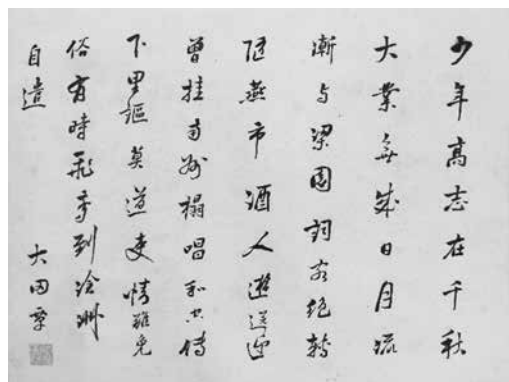


図4 大田南畝 自遣（七言律詩）
[楽翁法帖] 平野美術館

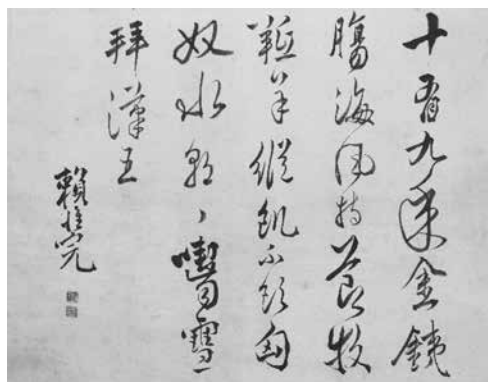


図3 頼春水 題蘇武像（七言絶句）
[楽翁法帖] 平野美術館

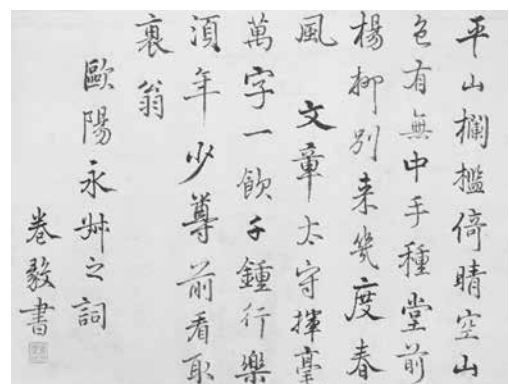


図6 卷菱湖 歐陽脩「朝中措」 平山堂
[楽翁法帖] 平野美術館

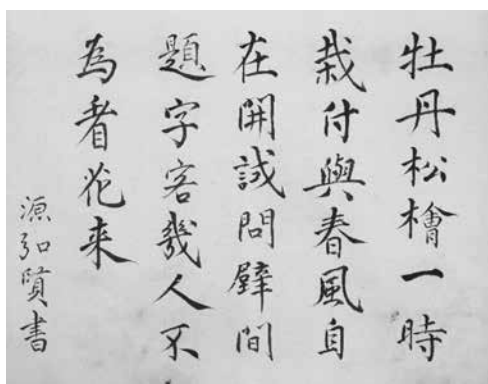


図5 屋代弘賢 七言絶句
[楽翁法帖] 平野美術館

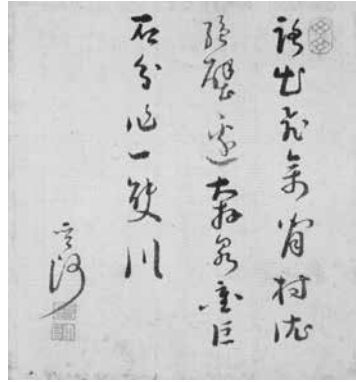


図7 菅茶山 五言絶句
[楽翁法帖] 平野美術館



図9 杉浦靖斎 墨竹图 [楽翁画帖]
平野美術館

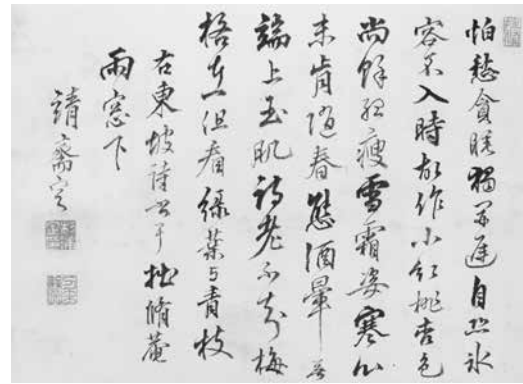


図8 杉浦靖斎 蘇軾「紅梅三首 其一」
(七言律詩) [楽翁法帖] 平野美術館



図11 楽翁法帖 蓋表 貼紙
平野美術館



図10 楽翁法帖 箱 蓋表
平野美術館

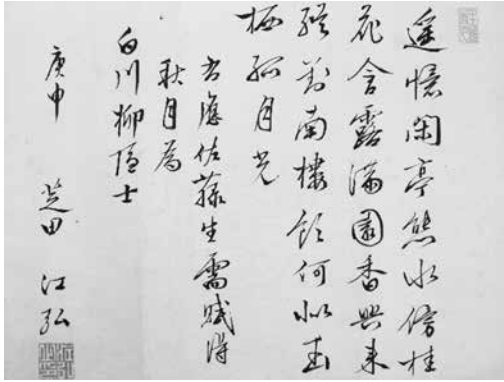


図 13 尾本芝田 応佐藤生需賦得秋月
(七言絶句) [楽翁法帖] 平野美術館

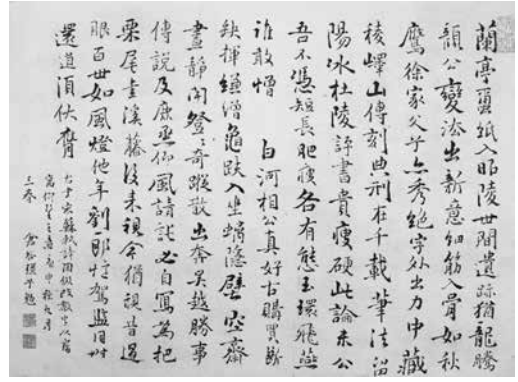


図 12 倉谷鹿山 蘇軾「孫莘老求墨妙亭詩」
(七言古詩、一部改変)
[楽翁法帖] 平野美術館

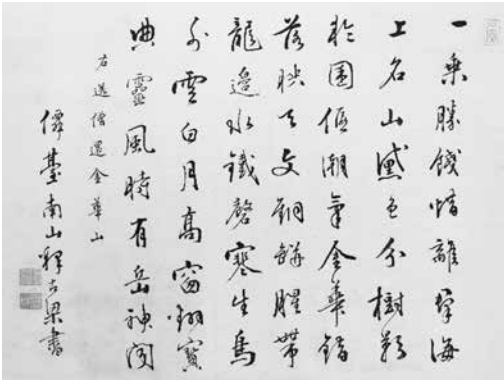


図 15 南山古梁 送僧還金華山 (七言律詩)
[楽翁法帖] 平野美術館



図 14 蒼龍山人 (吉成愛治) 桃花山水圖
南山古梁賛 [楽翁画帖] 平野美術館



図 16 中井新三郎 「奥洲」二大字
[楽翁法帖] 平野美術館